

東秩父村の国民健康保険について②

3か月にわたって国民健康保険について情報をお届けします。2回目は国民健康保険税等についてです。

世帯内の国保加入者の所得金額や加入月数等の状況に応じて、医療分・支援金等分・介護分を算出し、合計がその世帯の国民健康保険税額となります。

<国民健康保険制度と納付金>

平成30年度の国の制度改正により、都道府県が財政運営の主体となりました。埼玉県は医療費を全額（自己負担額除く）市町村に交付し、村はその医療費に見合った納付金を埼玉県に納めています。

その主な財源は加入者の皆さんに納付いただいている保険税となります。しかし、前号でお伝えしたとおり加入者数の減少により保険税が減収しています。現在でも保険税だけではまかなえず、国保事業費納付金等支払基金で補填し納付金を納めています。そのため基金の残高は年々減少しています。

<埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）>

埼玉県は令和5年12月に「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」を策定し、国保事業の安定かつ健全な運営のため、将来的にはすべての市町村が保険税水準の統一を図ることとしています。

県内どこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることをめざし、保険税率の統一を段階的に進めていきます。

令和9年度からは県が示す「標準保険税率」により課税することとされており、現在の村の保険税率と「標準保険税率」には大きな乖離（不足）があります。

<村の保険税率と標準保険税率>

	現在の村の保険税率		県が示す標準保険税率		乖離（不足）	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療分	3.80%	21,000 円	7.67%	45,907 円	▲ 3.87%	▲ 24,907 円
支援金等分	2.20%	12,000 円	3.39%	20,145 円	▲ 1.19%	▲ 8,145 円
介護分	2.00%	15,000 円	2.99%	19,894 円	▲ 0.99%	▲ 4,894 円

村では加入者の皆さんの負担が大きくならないよう税率を据え置いていましたが、「標準保険税率」に近づけていくために、税率の見直しが必要となっています。

令和9年度までに段階的に改正していくよう、現在、東秩父村国民健康保険運営協議会にて協議を行っています。

国民健康保険制度を持続可能な制度にするためご理解とご協力をお願いいたします。

≫次回は「令和7年度国民健康保険税率について」です。

●問 合 せ 保健衛生課 ☎82-1777